

基本計画部会
第4ワーキンググループ 報告書（案）

平成20年 月

目 次

趣旨及び第4ワーキンググループの検討課題等

1 検討の背景・目的	1
2 検討に当たっての考え方及び検討の進め方	1

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用	3
(1) 基本的な考え方等	3
(2) 取組の方向性	5
(3) 具体的な措置、方策等	5
2 民間事業者の活用の在り方	8
(1) 基本的な考え方等	8
(2) 取組の方向性	9
(3) 具体的な措置、方策等	12
3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実	14
【国民・企業への広報・啓発活動の充実】	14
(1) 基本的な考え方等	14
(2) 取組の方向性	14
(3) 具体的な措置、方策等	15
【非協力者への対処方針】	15
(1) 基本的な考え方等	15
(2) 取組の方向性	16
(3) 具体的な措置、方策等	17
【統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充】	17
(1) 基本的な考え方等	17
(2) 取組の方向性	18
(3) 具体的な措置、方策等	18

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供	20
(1) 基本的な考え方等	20
(2) 取組の方向性	22
(3) 具体的な措置、方策等	23

2	統計データ・アーカイブの整備	25
(1)	基本的な考え方等	25
(2)	取組の方向性	26
(3)	具体的な措置、方策等	27
3	政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進	28
(1)	基本的な考え方等	28
(2)	取組の方向性	29
(3)	具体的な措置、方策等	29
4	ITの利活用に関する研究開発	31
(1)	基本的な考え方等	31
(2)	取組の方向性	32
(3)	具体的な措置、方策等	32

趣旨及び第4ワーキンググループの検討課題等

1 検討の背景・目的

平成19年5月、社会経済情勢の変化や統計に対するニーズに的確に対応し、統計を取り巻く様々な課題の解決を図るため、60年ぶりに統計法が全面改正された。

改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新法」という。）では、公的統計を国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報（新法第1条）と位置付けるとともに、公的統計の正確かつ効率的な作成や報告者負担軽減等の観点から行政記録情報を統計作成に活用するための仕組み、公的統計の有用性の確保の観点から統計データの二次利用の促進を図るための制度等を新たに盛り込んでいる。

本ワーキンググループでは、新法の円滑な運用を図る観点から行われた総務大臣からの統計委員会への諮問（「公的統計の整備に関する基本的な計画について」平成20年1月21日総政企第28号）に適切に対応するため、今後、5年程度の中期的な期間において、政府が取り組むべき諸課題のうち、公的統計を作成するための環境整備に関する課題と公的統計を利活用するための環境整備に関する課題への取組について、その方向性や具体的な措置、方策等を示すことを目的として検討を行った。

2 検討に当たっての考え方及び検討の進め方

本ワーキンググループの検討課題は、公的統計の作成関係のものとして、行政記録情報の活用、民間事業者の活用の在り方、国民・企業への広報・啓発活動の充実、非協力者への対処方針、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充、また、公的統計の利活用関係のものとして、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供、統計データ・アーカイブの整備、政府統計共同利用システムの活用による府省間でのデータ共有の推進、ITの利活用に関する研究開発と多岐に渡っている。

このため、各々の課題毎に、現状を整理した上で、基本的な考え方、取組の方向性、具体的な措置、方策等について議論を行った。

その際、必要に応じオブザーバーとして参加している各府省等に対し、調査やヒアリングを実施した。

行政記録情報の活用については、具体的な活用ニーズのある行政記録情報を基に検討を行うことが必要であることから、関係府省における行政記録情報の統計への活用ニーズを調査し、その具体的なニーズ毎に統計作成部局と行政記録情報保有部局側の双方からヒアリングを実施した。

また、民間事業者の活用については、郵送調査、調査員調査における活用の実例を踏まえ検討を行うとともに、官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会主査と民間事業者の団体である(社)日本マーケティング・リサーチ協会からヒアリングを実施した。

オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供については、総務省政策統括官(統計基準担当)主催の「統計データの二次利用促進に関する研究会」より検討状況の説明を受け、それを基に議論を行い、本ワーキンググループの意見を同研究会に示し、同研究会にて細部を検討してもらうことにより効率的に議論を実施した。

さらに、政府統計共同利用システムの活用による府省間でのデータ共有の推進については、本システムの整備を担当した総務省統計局からヒアリングを行った。

(注)一部項目の「(3)具体的な措置、方策等」における「平成 年度」については、具体的な年度の記載に当たり基本計画全体での調整が必要であることから、本報告においては暫定的に表記したものである。

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

近年の統計調査環境の悪化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担軽減や統計作成の簡素、効率化の要請に対応するとともに、行政コストの削減等を図る観点から、新法に行政記録情報等の提供要請の制度が盛り込まれた趣旨を踏まえ、各府省は、所管統計の作成において、より積極的に行政記録情報等（国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録情報。以下「行政記録」という。）を活用する。

イ 現状

諸外国においては、米国経済センサスの名簿情報、経理事項への活用を始めとして、統計作成に行政記録が広く活用されている。

これに対して、わが国では、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）等において、統計調査への行政記録の活用の必要性が指摘されてきたが、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）の事務局が平成20年3月に関係府省の協力を得て調査を行った結果によれば、既に統計作成に行政記録を活用している統計調査としては、資料3-5に示すとおり、26件の例があるものの、そのほとんどが同じ行政機関内での活用であり、他の行政機関保有の行政記録を活用している例は、次の7件のみと極めて少ない状況である。

国勢調査（総務省）において、住民基本台帳データ（地方公共団体）を欠測値の補完に活用

家計消費状況調査（総務省）において、住民基本台帳データ（地方公共団体）を母集団情報として活用

経済センサス - 基礎調査（総務省）において、商業・法人登記データ（法務省）を母集団情報の捕捉に活用

民間給与実態統計調査（財務省）において、商業・法人登記データ（法務省）を母集団情報として活用

人口動態調査（厚生労働省）において、戸籍法に基づく届出データ（地方公共団体）等を統計作成に活用

旅行・観光消費動向調査（国土交通省）において、住民基本台帳データ（地方公共団体）を母集団情報として活用

住民基本台帳人口移動報告（総務省）において、住民基本台帳データ

(地方公共団体)を基に表章

一方、近年、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の推進等により、各府省において、行政記録の電子化が急速に進められてきたことから、行政記録を一層幅広く、かつ、容易に統計作成に活用できる環境が整いつつある。

このような背景の下で、新法では、新たに、統計作成機関(以下「作成機関」という。)は、行政記録の保有機関(以下「保有機関」という。)に対して、提供等の協力を要請できる旨(第29条、第30条) 協力要請が不調の場合には、総務大臣は保有機関に提供や協力を要請できる旨(第31条第1項)の規定を創設するなど、統計作成への行政記録の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。

【注：新法の関連規定】

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

ウ 積極的な行政記録の活用の必要性

近年、統計調査に対する国民や企業の協力意識が低下してきており、また統計調査員が高齢化しつつあるなど、調査実施環境が悪化しつつあることから、統計の精度を維持・向上させるとともに、統計作成に伴う業務の簡素、効率化を図ることが必要である。

また、イに記述したとおり、新法では、作成機関が保有機関に対して行政記録の提供等を要請することができる制度が整備されたことから、作成機関は所管の統計調査を実施するに当たり、どのような行政記録が存在し、統計に活用できるかを具体的に調査し、当該行政記録の保有機関に対して積極的な提供要請等を適時・適切に行っていくことが必要である。

エ 行政記録の活用における課題

行政記録の大半は、各行政機関の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、保有機関において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である国民や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかとこの危惧がある。

このような保有機関における危惧を解消するためには、行政記録の活用により正確かつ効率的な統計の作成が可能となり、統計調査における報告者負担の軽減が図れること、また、統計作成に利用しても個人や企業の情報漏洩するおそれは全くないことなど、行政記録を活用するメリット・効果を具体的に提示し、その有用性、安全性を国民や企業に十分理解してもらえるよう努力することが必要である。

(2) 取組の方向性

作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録を具体的に調査し、新法第 29 条や第 30 条に規定する行政記録の提供要請等の法的な仕組みを積極的に活用すべきである。

また、WG における審議において行政記録の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施すべきである。

さらに、政府は、保有機関における行政記録の収集業務への支障に対する危惧を解消する観点から、統計作成において行政記録を活用することの有用性や安全性に関し国民や企業に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急を実施すべきである。

(3) 具体的な措置、方策等

ア WG の審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査

経済センサスへの労働保険及び雇用保険の事業所情報の活用

総務省は、平成 23 年度に実施される「経済センサス - 活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、平成 22 年夏頃を目途に同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する。

住民基本台帳データを活用した住民基本台帳人口移動報告の表章の詳細化

総務省は、住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳

人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について、データの提供元である地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供について地方公共団体の了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。

法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用

財務省は、報告者負担の軽減を図る観点から、法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、平成 21 年度から集計システムの改修等技術的課題等を検討する。

オーダーメイド集計の形態（注参照）による税務データの活用

財務省、経済産業省等関係府省は、オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、リソースの負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。

（注）「オーダーメイド集計の形態」とは、統計作成機関の依頼に基づき行政記録保有機関が集計する形態をいう。以下「1 行政記録情報の活用」において同じ。

イ 統計委員会の答申において行政記録の活用を検討すべきとされた統計調査

漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において行政記録の活用を検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録の積極的な活用を検討する。

ウ 行政記録の調査の原則化

平成 21 年度以降、各府省（統計作成部局）は、統計調査の実施計画の策定に当たり、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無、活用の効果等について事前に調査・検討することを原則とする。

総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、各府省（統計作成部局）における行政記録に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。

エ 保有機関における集計の活用

保有機関は、作成機関が提供要請を行った行政記録について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。

なお、この場合の費用等は、基本的には作成機関が負担することとする。

オ 行政記録の活用に関する環境整備

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置し、平成 年度末を目途に結論を得る。

行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策

行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み

2 民間事業者の活用の在り方

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方（活用の前提等）

統計調査業務の効率的な実施のため、以下の点に留意しつつ、民間事業者を効果的に活用する。

民間事業者の活用は、民間事業者の創意工夫等を取り入れることにより、統計の品質の維持・向上と統計調査業務の減量・効率化等（以下「効率化等」という。）を図るためのものである。

公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が負う必要があるため、国が実施する統計調査業務のうち企画立案業務（調査設計、経費措置、申請届出等）等中核的な業務は国が担い、それ以外の業務で民間事業者の活用を図ることが適当である。なお、この考え方から、本報告においては「民間事業者の活用」との表現を用いている。

活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行が前提となる。また、統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守及び報告者の秘密保護により確保されるものである。この秘密保護には、実質的に秘密が保護されることのみならず、統計調査への報告者の信頼感が確保されるという意味も含まれる。

新法では、民間事業者を活用する際の報告者の信頼確保の観点から、統計調査業務を受託した民間事業者（以下「受託事業者」という。）に対して、行政機関に準ずる情報の適正管理義務（第 39 条）や守秘義務（第 41 条）に関する規定が創設されている。

【注：新法の関連規定】

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業者母集団データベースに記録されている情報（以下略）

二 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事

イ 現状

従来、関係府省は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成19年5月30日改正)等に基づき、統計調査業務において民間事業者を活用してきており、平成19年3月末現在、約7割の統計調査において、何らかの業務で民間事業者を活用してきている。さらに、近年では、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)等に基づき、指定統計調査(科学技術研究調査、就業構造基本調査等)の業務のうち実査業務(調査票の配布・収集、督促等の業務。以下同じ。)においても民間事業者を活用している。

一方、現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力は、「調査員による実査」業務の場合、確保可能な調査員は大手事業者でも1社当たり1,000人程度であり、かつ地域的に偏在している状況である。

このほか、民間事業者の活用については、活用が適当な業務分野の明確化、統計の品質に関する目標の設定、受託業務の実施に係る官と民の連携、受託業務の採算性等の課題がある。

ウ 民間事業者の活用推進のための方策の必要性

厳しい財政事情の下で、企業活動の国際化、少子高齢化の進展等に伴う新たな統計ニーズに対応するとともに、統計調査業務の効率化等を図るため、民間事業者の活用推進に当たっては、上記の活用の前提、民間事業者の履行能力の現状、活用に係る各種課題を踏まえて、以下の方策を実施することが必要である。

民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用
民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備
民間事業者の活用方法の不断の見直し・改善

(2) 取組の方向性

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等は、民間事業者に優れたノウハウやリソースがある場合も多いため、【活用による効率化等が見込める場合：P】積極的に民間事業者を活用する。

なお、「調査員による実査」業務は、現時点の民間事業者の履行能力を勘案すると、能力・経験を有する調査員を十分に確保できない等のおそれがある。

る。このため、当該業務において民間事業者を活用しようとする場合は、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。

特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。

国が行う多数の統計調査の母集団フレーム（注参照）を提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）

一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）

閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）

（注）「母集団フレーム」とは、標本調査において調査客体を抽出する際の抽出枠となる全調査対象のリストをいう。

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

（ア）統計の品質の維持・向上等の確保措置

統計の品質に関する目標の設定及び明示

民間事業者の活用にあたっては、確保すべき統計の品質に関して最終目標となる客観的かつ定量的な指標を設定し、これを受託事業者に示さないと、受託事業者がコスト優先で受託業務を実施し品質が損なわれるおそれがある。

このため、統計の品質に大きな影響を及ぼす実査業務において民間事業者を活用する場合、当該指標として、「回収率」に加えて「記入率」（注参照）等を設定し、これを仕様書等で受託事業者に明示する。

（注）「回収率」：最終的に回収された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値
「記入率」：全調査項目が記入されている調査票数を最終的に回収された調査票数で除した値

統計調査の実施プロセスの管理

実査業務、審査業務（書類検査、疑義処理等の業務。以下同じ。）等において民間事業者を活用する場合、統計の品質の維持・向上の観点から、当該業務の実施に当たり、国と受託事業者との間で密接な連携を図ることが必要である。

このため、国は、当該業務の種類や調査の特性に応じて、前回調査等の実績を踏まえた適切な管理指標（注参照）を設定し、受託事業者の受託経験等を勘案しつつ、当該指標の達成状況に応じて、受託事業者に対し

督促強化等の助言・指導等を実施する。

(注) 管理指標として想定されるものを例示するとすれば、次のとおりである。

「時点回収率」：一定時点までに回収された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値

「督促後回収率」：督促後に回収された調査票（白紙を除く。）数を督促対象者数で除した値

「疑義再照会率」：疑義の再照会件数を照会件数（純）で除した値

秘密保護措置の検討と周知

近年、個人情報保護意識や事業活動上の情報管理意識が高っており、報告者の秘密保護はますます重要性を増している。そのような中で、報告者と直接接触する実査業務や審査業務において民間事業者を活用する場合、国が直接、当該業務を実施する場合以上に、報告者の信頼感を確保することが必要である。

このため、当該業務ごとに秘密保護措置を十分に検討し、その詳細をホームページで明示する等国民・企業への広報・啓発活動を充実する。

(イ) 民間事業者のより効果的な活用のための措置

前回調査等の実施状況に関する情報の募集要領への反映

統計調査業務の受託経験のある民間事業者は、次回入札において、蓄積された経験等の面で、新たに入札に参入しようとする民間事業者よりも有利であり、事業者間で競争環境が確保されないと、委託先の固定化により事業者における創意工夫への意欲の低下等を招くおそれがある。

このため、国は、前回調査等の受託事業者が作成した事業完了報告書（後述 参照）に基づき、その実施状況に関する情報（経費、人員、使用施設、実施方法の概要等）を可能な限り募集要領に反映する。

相互に関連性のある業務や調査横断的な共通業務の一括委託

統計調査業務のうち一部の業務のみの委託や単一の調査に係る業務のみの委託では民間事業者による創意工夫や効率化等の効果の発現の余地が限定されるおそれがある。

このため、統計調査業務のうち実査業務と審査業務等相互に関連性のある業務やコールセンター等調査横断的な共通業務については、可能な限り一括して委託する。

委託契約の長期化

国の契約は、現行の予算会計制度の下で単年度契約が一般的であるとはいえ、国庫債務負担行為の活用による複数年契約は、民間事業者が経験・ノウハウの蓄積により効率化等を図る上で効果的である。

このため、複数年契約が可能な業務については、委託契約の長期化を積極的に検討する。

受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等

受託事業者が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）は、次の受託事業者における創意工夫や効率化等の発現に大きく寄与するものである。

このため、受託事業者に対し、これらの情報を含む事業完了報告書の作成及び国への提出を契約書等で明示し、当該報告書を次の受託事業者に提供する。

ウ 民間事業者の活用方法に関する不断の見直し・改善

(ア) 統計の品質に係る指標等に関する検討

統計の品質に係る指標については、例えば回収率の結果が低い場合であっても全面的に受託事業者の責任に帰することが適当でないこともあることから、より適切な指標を研究・開発していくことが必要である。また、統計調査の実施プロセスの管理方法については、これまで関係府省においても十分な検討が行われていない。

こうしたことから、統計の品質に関する指標や統計調査の実施プロセスの管理方法について関係府省間で検討する。

(イ) 民間事業者の履行能力の継続的な実態把握と活用効果の検証

民間事業者の履行能力は、今後、受託経験の蓄積、新たな事業形態の創出等により向上する可能性があり、継続的に当該能力の実態把握を行う。また、民間事業者の活用効果(品質に関する目標の設定及び達成状況、未達成の場合の原因、事業者の創意工夫による効果等)に関する十分な検証を行い、その結果を新たな活用の際に反映させる。

統計調査業務には調査横断的に共通的な部分が多いため、履行能力の実態把握や活用効果の検証結果を関係府省間で共有化する。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

関係府省は、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提としつつ、民間事業者の活用を推進する。特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、【活用による効率化等が見込める場合：P】、積極的に民間事業者を活用する。

なお、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影

響が生じるおそれがあるため、これらの調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえ、所管府省において、その可能性を慎重かつ十分に検討する。

また、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における検討状況を確認する。

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

総務省政策統括官（統計基準担当）は、関係府省と連携し、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。

ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善

統計の品質に係る指標等に関する検討

関係府省は、平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置する。

民間事業者の履行能力の実態把握及び活用効果の検証等

関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、平成 年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。

3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

【国民・企業への広報・啓発活動の充実】

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

統計調査への協力が得にくい状況に適切に対処する観点から、国民、企業等の統計調査に協力する意識を高めるために広報・啓発活動の推進方策を策定する。

イ 現状

総務省政策統括官（統計基準担当）や各府省では、社会・経済の諸活動における統計の必要性や有用性について、国民、企業等の理解を深め、統計を社会に普及させるとともに、統計調査への協力の重要性について理解を得るための広報・啓発活動として、従来から、次のような活動を実施してきた。

統計一般の重要性、有用性に関する広報活動として、「統計の日」を中心に全国統計大会、統計グラフ全国コンクール、官庁統計シンポジウム、統計データ・グラフフェアの開催、ポスターの作成・配布

個別の統計調査の実施時における広報活動として、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、説明会の開催、統計調査内容のホームページへの掲載

調査結果の広報活動として、報告者への調査結果の配布、調査結果のホームページや広報誌への掲載

ウ 統計調査への協力を促進する観点からの広報等の充実の必要性

近年における調査対象者の個人情報保護意識や企業活動における情報管理意識の高まりに伴って、統計調査に対する協力が得にくい状況が拡大しつつあることから、これに適切に対処するため、国民、企業等の統計調査に協力する意識を高めるために広報・啓発活動の推進方策の策定が必要である。

(2) 取組の方向性

調査対象者にとって、その協力した統計調査の集計・分析結果が行政の政策立案、国民の社会生活や企業の経済活動等においてどのように役立っているかを具体的かつ明確に理解できるようにするとともに、調査に協力しなかった場合に生じるおそれのある不都合についても十分理解できるような広報・啓発活動を検討すべきである。

また、調査対象者が協力した調査の集計・分析結果をホームページから確認でき、必要に応じて簡易に利用できるような仕組み（子供用のページや統計の

窓口等)を整備・拡充すべきである。

なお、この場合、当該統計を利用するに当たっての注意点、調査票の様式や調査対象の数など基本的な情報を掲載すべきである。

(3) 具体的な措置、方策等

総務省政策統括官(統計基準担当)は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査の結果を利用することの有用性(国民生活等にどのように役立っているか等。)や調査に協力しなかった場合に生じるおそれのある不都合などについて具体的に理解できるような広報を行うとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定する。

各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。

【非協力者への対処方針】

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

近年、統計調査への非協力者が増加しつつあることから、その具体的な内容等を把握分析し、その結果を踏まえて、統計調査への非協力者に対するより積極的な対応方策を検討する。

イ 現状

近年、調査対象者における個人情報保護意識や企業活動上の情報管理意識の高まりに伴って、統計調査への非協力の事案が増加しており、特に、マンション管理会社等で調査員の立ち入りを拒む、あるいは、長期間にわたり統計調査に非協力的な状態を継続し、他の調査客体への波及が懸念される等の事例が生じていることから、実査部門において悪質な事案に対し罰則適用等を含め、有効な対処方法を検討するように求める声が増加している。

新法では、第 13 条第 2 項において、基幹統計調査の報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない旨を規定し、基幹統計調査に対して報告義務を課すとともに、第 61 条第 1 号において、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者については、50 万円以下の罰金に処する旨を規定している。さらに、かたり調査の禁止とその罰則(第 17 条及び第 57 条第 1 項)や調査妨害への罰則(第 60 条第 1 項及び第 61 条第 2 項)を規定している。

【注：新法の関連規定】

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

ウ 非協力者への積極的な対処の必要性

統計調査結果の精度を維持、向上させるためには、統計調査への非協力者の増加に適切に対処することが不可欠であり、非協力者へのより積極的な対処方策の検討が必要である。

(2) 取組の方向性

非協力者への対処の在り方については、以下のような多くの考慮すべき点があることから、各府省や実査部門等の意見に留意しつつ、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を検討すべきである。

- ・ 多数の調査拒否は社会的な損失であることの啓発活動
- ・ 悪質なケースに対しては、警告等十分な手順を踏んだ上で、罰則適用の

検討

- ・ 非協力の中には調査項目が多すぎて回答できない等様々なケースがあり、罰則適用で反発を受けるおそれ
- ・ 罰則適用に伴い虚偽回答や調査拒否の誘発などの悪影響のおそれ

(3) 具体的な措置、方策等

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省や実査部門等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成 年度までに検討し、成案を得る。

各府省は、上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。

【統計リテラシーや統計倫理（注参照）を重視した統計教育の拡充】

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

統計調査への協力が得にくい状況に適切に対処するためには、初等中等教育段階から、統計の有用性や統計調査への協力の必要性、重要性等を学習し、理解を深めていくことが重要である。そのため、統計を利用することの具体的な有用性や統計調査への協力の重要性等に関する教育の実施を積極的に支援するとともに、必要な教材を適切に提供する。

イ 現状

初等中等教育における統計関係の学習について、我が国では、平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の算数の場合、これまで 3 年生から学習していた、図、表、グラフを扱う領域が 1 年生から引き続いて繰り返し学習するように変更され、また、中学校の数学では、新たに「資料の活用」領域が設置され、各学年において、統計と確率の学習時間を確保するなど拡充が図られつつある。さらに、中学校の社会の学習指導要領では、従来から、「指導計画の作成と内容の取り扱い」において、統計その他の資料に平素から親しみ活用することを取り入れるよう記載している。

これに対して、諸外国では、近年、人工的に作られた意味のない数値だけのデータを用いて計算の練習を行う統計教育から、計算はコンピュータに任せ、むしろ現実の様々な統計データに実際に触れさせ、何がしかの発見を経験させることを重視した統計教育に移行しつつあり、そのような統計データ

（注）統計リテラシーとは、統計の有用性を理解し、統計データを利活用していく能力である。また、統計倫理とは、統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、統計データやそれから作成された匿名データ等を適切に利用するために必要な知識、価値観である。

の作成や共有化の仕組み作りが組織的に実施されている。

なお、総務省政策統括官（統計基準担当）では、国民の統計への関心と理解を深め、統計調査への協力の確保・推進を図ることを目的に、平成3年度から、児童及び生徒への統計指導に携わる教員を対象に、「統計指導者講習会」を実施するとともに、統計教育教材の提供等の支援を行っている。最近では毎年、全国から80名前後の教員を受け入れている。

ウ 統計調査への協力の重要性を理解するための統計教育充実の必要性

近年、統計調査への協力が得られない状況が急速に拡大する中で、初等中等教育段階から、統計が行政の政策や民間の意思決定に活用されることを通じて、国民の社会生活や企業の経済活動に具体的にどのように役立っているかといった有用性やその前提としての統計調査への協力の重要性を十分に学習しておくことが必要である。

このため、小中学校の多くの教員が、統計に関する教育を適切に行えるようになるとともに、統計教育に役立つ効果的な教材を容易に入手、利用できるようにすることが必要である。

(2) 取組の方向性

小中学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるようにするという観点から、統計リテラシーや統計倫理に関する教員への研修等を拡充するとともに、統計教育に役立つ教材を各府省から、適切に提供していくべきである。

なお、提供する教材の在り方の検討に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- ・ 統計教育では、「事実に基づいて意思決定できるから統計には価値がある」ことを示し、統計が社会の意思決定にどのように生かされているかを理解させ、統計を利用して意思決定することの必要性を教えることが重要であること。
- ・ 企業では、品質管理の分野等において統計の利用が非常に進んでおり、データを使って実際の問題解決を図ることが頻繁に行われていること。

また、提供する教材の在り方の検討に当たっては、統計関連学会と連携、協力すべきである。

(3) 具体的な措置、方策等

総務省統計研修所は、関係府省の協力を得て、その研修への教員の積極的な受け入れを行う。また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、現在実施して

いる教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、教員が児童・生徒に教える際に使用する教材として、各府省が統計調査の結果をホームページから提供するに当たり、その具体的な有用性（国民の社会生活や企業の経済活動等にどのように役立っているか）や調査への協力の重要性（協力が得られなかった場合にどのようなことが生じるか等）を児童・生徒が関心を持つような、分かりやすい教材として掲載するための具体的方策を各府省や統計関連学会等の協力を得て、平成 年度までに検討し、成案を得る。

各府省は、上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

平成 21 年の新法の全面施行に伴って、各府省は、府省間の整合性を確保しながら、委託による統計の作成等(以下「オーダーメイド集計」という。)匿名データの作成・提供に係る事務処理を行政活動の一環として適切に実施する。

イ 現状

諸外国では、従来から、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供(以下「二次利用」という。)に関する制度を整備し、広く利用に供している。しかし、我が国では、行政機関等が行政上の目的から本来の使用目的とは別の目的で調査票情報のデータを使用する必要がある場合に、統計法(昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧法」という。)第 15 条第 1 項や第 15 条の 2 第 1 項で規定する調査票や統計報告の統計目的以外での使用禁止の例外的な措置として、総務大臣の承認を得て使用目的を公示した場合等に限定して、調査票を使用することが認められてきた。

しかしながら、旧法の全部改正により、委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)(第 34 条)匿名データの作成(第 35 条)及び匿名データの提供(第 36 条)が新法に規定されたことにより、我が国でも二次利用の制度が新たに整備されることとなった。

このため、各府省は、新法の全面施行に合わせて、二次利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要である。

【注：新法の関連規定】

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める

場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

ウ ガイドライン整備とそれに基づく事務処理の必要性等

各府省が府省間の整合性を確保しながら、二次利用に係る事務処理を適切に実施していくためには、二次利用に関する制度について、利用を認める目的の範囲、利用申出手続、利用を認めるかどうかの審査の内容や方法等に関する各府省共通の運用手続きや匿名データの秘匿処理の方法など技術的な対処方法を各府省で統一することが必要である。そのためには、二次利用に関するガイドラインを整備し、各府省はこのガイドラインに基づいて必要な事務処理を実施していくことが必要である。

さらに、二次利用に関する制度が適切に利用されるためには、利用者側において統計倫理が十分理解されていることが重要である。諸外国の統計関連学会においては、一般的に倫理規定を設け、厳しい運用が行われており、我が国の統計関連学会においてもこうした規定を設け、研究者の統計倫理の意識を高める努力を行うことが望まれる。

エ 利用可能な統計調査等の周知の必要性

二次利用の制度が目的に沿って適切に運用され、利用が促進されるためには、二次利用が可能な統計調査とどのようなサービス（オーダーメイド集計や匿名データの提供。以下「サービス」という。）が利用可能かというような情報が、広く周知される仕組みを整備することが必要である。

オ 制度の円滑な運用のための方策の必要性

二次利用は旧法の全部改正で初めて盛り込まれた制度であることから、制度の準備段階では具体的なニーズが明確ではなく、各府省では二次利用に対処するための十分な人的及び予算的資源を確保することが困難な状況にある。

このような状況の下では、新法が施行された後、各府省が本制度を円滑に運用していくための方策を検討しておくことが必要である。

カ 制度に係る事務処理の受託機関の必要性

オーダーメイド集計や匿名データの作成を実施するに当たっては、ある程度専門技術的な対処が必要であることから、新法の施行後、本制度の運用が開始されても、人的資源を確保できない府省が出てくるおそれがある。このような場合においても、適切に対処できるようにすることが必要であることから、人的資源を確保できない府省が二次利用に係る事務処理を適切に委託できるよう受け皿となる機関を設けておくことが必要である。

(2) 取組の方向性

ア ガイドラインに基づく事務処理の実施

新法の全面施行に向けて「統計データの二次利用に関するガイドライン」を策定するに当たり、利用者側からの意見や技術的助言を得るため、総務省政策統括官（統計基準担当）の要請で、「統計データの二次利用促進に関する研究会」（以下「研究会」という。）が平成 19 年 10 月から開催され、二次利用の運用手続きに関する課題、集計結果表や個別データの秘匿処理に関する技術的な課題が検討され、平成 20 年 7 月 22 日に報告書の間取りまとめが行われた。

また、WG では、研究会の検討状況について適宜説明を受けつつ、二次利用の運用の在り方等を審議検討し、二次利用の制度が円滑に整備、運用され、利用が促進されるようにする観点から、研究会に対して適宜提言を行ってきた。

今後、研究会及びWG の検討結果を踏まえ、関係府省の統計部局で構成する「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、各府省における二次利用に係る事務処理を円滑に遂行するためのガイドラインが平成 20 年秋頃を目途に策定される予定である。

このような状況の下、各府省は、新法の施行後、事務処理の明確化、統一化を図るため、総務省政策統括官（統計基準担当）が作成する当該ガイドラインに基づいて二次利用関係の事務処理を適切に実施すべきである。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

二次利用の制度を利用した学術研究等の実施を検討している者にとって、どのような統計調査のいかなるサービスをどこから受けることができるかを事前に知り得るようになれば、研究計画をより適切かつ効率的に立てることが可能となることから、各府省は、毎年度、その年度に二次利用の対象とする予定の統計調査やサービスに関する計画を公表すべきである。

ウ 制度の着実かつ円滑な運用のための方策

制度の立ち上がり時においては、二次利用に投入できる各府省の人的、予算的なリソースは極めて限られていることから、各府省は、二次利用の対象とする統計調査やサービスを選択し、リソースを集中投入することで提供可能な水準に達したサービスを確保し、1 つでも多くの統計調査やサービスを提供できるようにすべきである。

そしてその後、ニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について検討すべきである。

エ 制度に係る事務処理の受託機関

新法第 37 条では、オーダーメイド集計や匿名データの提供に関する事務の全部を政令で定める独立行政法人等（以下「政令規定法人」という。）に委託できるとしており、本規定の実効性を確保し、各府省がこの政令規定法人に二次利用に係る事務処理を適切に委託できるようにするため、受け皿となる政令規定法人を確保すべきである。

【注：新法の関連規定】

（事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(3) 具体的な措置、方策等

ア ガイドラインに基づく事務処理の実施

各府省は、「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、平成 20 年秋を目途に取りまとめられる予定の「委託による統計の作成等に係るガイドライン」（仮称）及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（仮称）に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施する。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

各府省は、毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定し、各府省のホームページ等で公表する。

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の策定した二次利用に関する年度計画及び前年度における各府省の二次利用の実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、新法第 55 条に基づく法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。

ウ 制度の円滑な運用

各府省は、所管の基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービス（オーダーメイド集計か、匿名データか、その両方か）を選択した上で、新法が全面施行される平成 21 年度から、二次利用に係る事務処理を適切に開始する。

また、平成 22 年度以降、各府省は、二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサー

ビスの拡大を図る。

さらに、各府省は、二次利用のニーズに適切に対応し、二次利用の制度を円滑に運営していく観点から、毎年度、人的、予算的なリソースの確保について最大限の努力を行う。

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省における二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブやオンサイト利用と併せて検討を行う。

エ 制度に係る事務処理の支援

上記ウの各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始・拡大を支援する観点から、総務省は、平成21年度の早期に政令規定法人の1つとして独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じるものとする。

2 統計データ・アーカイブの整備

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

各府省が実施した統計調査の結果として収集された調査票情報データを効率的、効果的に活用できるようにするための仕組みとして、統計データ・アーカイブ（注参照）を整備する。

（注）「統計データ・アーカイブ」とは、統計調査の調査票情報のデータから作成された匿名データ等を収集・保管し（統計調査の調査票情報のデータまで収集・保管する場合もある。） 学術研究等の目的で匿名データ等を提供する機関をいう。

イ 現状

アメリカ、カナダ、英国、ドイツ等の諸国では、従来から、統計データ・アーカイブを整備し、広く活用している。ただし、匿名データのみを蓄積、提供している場合と統計調査で収集された調査票情報のデータまで蓄積し、匿名データの作成、提供やオーダーメイド集計を行っているものまで多様な形態がある。

我が国の場合、統計調査を実施した府省がそれぞれの判断基準に基づき、各統計調査で収集した調査票情報のデータを保管庫やバックアップセンターにおいて保管、管理してきたとはいえ、二次利用の制度が設けられていなかったこともあり、調査票情報データの積極的な活用方策については必ずしも十分には検討されてこなかった。また、これまで統計データ・アーカイブとしてどのようなデータを蓄積し、どのようなサービス機能を持たせるべきかについても具体的な検討は行われていない。

このような状況の下で、各府省に保管、管理されている調査票情報のデータは、統計データ・アーカイブに蓄積されるデータ又はその基礎データとしての活用を前提として保管、管理されてこなかったことから、集計等のための処理プログラムも調査ごとに異なっている。また、場合によっては媒体が劣化して、データを常に読み出せる状況にはなく、遑って実際に利用できる調査票情報のデータは極めて限られている。

ウ 統計データ・アーカイブ整備の必要性

国や地方公共団体における政策の企画・立案や決定、民間における意思決定等は、社会・経済における客観的な事実の的確な分析結果に基づいて行われることが必要である。その分析結果の精度を高め、よりの確なものにしていくためには、各種の統計データを簡易に活用して研究分析が行えるように、調査研究環境の充実強化を推進することが必要である。

特に、公的統計は、政策の企画・立案、決定や民間における意思決定等に

役立つ各種の分析結果を作成するために不可欠な社会・経済の客観的事実を系列的なデータとして提供するものであることから、公的統計の調査票情報のデータに基づく匿名データ等有用なデータを統計データ・アーカイブとして保管、蓄積し、必要に応じて簡易に利用できるような仕組みを整備することが必要である。

エ 統計データ・アーカイブ整備の在り方に関する検討の必要性

統計データ・アーカイブの蓄積対象とするデータについては、統計調査を実施する各府省が保管・管理している全ての所管統計とすべきか、重要な統計に限定すべきか、また、匿名データだけを蓄積するのか、統計調査で収集された調査票情報のデータまで蓄積するのかについて検討することが必要である。

さらに、このような統計データ・アーカイブを利用し、政策の企画・立案や民間における意思決定等に役立つ各種の調査分析を実施する中核的なユーザは、大学や調査研究機関の研究者であることから、統計データ・アーカイブの整備の在り方の検討に当たっては、統計関連学会や大学等と十分な連携を図ることが必要である。

オ 調査票データの保管・管理の在り方に関する検討の必要性

現段階での各府省における指定統計調査の調査票情報データの保管・管理の実態は、以下のように望ましい状況ではないことから、統計データ・アーカイブの蓄積データを確保する観点(匿名データのみを蓄積する場合でもその作成には調査票情報データが不可欠である。)から、早急な対処措置が必要である(資料7参照)。

- ・ 昭和50年代以前の磁気媒体のデータはほとんど保存されていない。
- ・ 我が国の統計データの保存期限は、各府省によって異なることから、将来、統計データ・アーカイブが構築されても、入力すべきデータが既に廃棄されているおそれがある。
- ・ データを蓄積している媒体が劣化して使用できないような状況の発生を防止するための定期的なアクセス可能性の確認や適切な保管場所における保管・管理が行われていないおそれがある。

(2) 取組の方向性

ア 統計データ・アーカイブの整備

人的、予算的に限られたリソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には1つの機関に集約し、各府省の重要な統計のみを蓄積対象として整備すべきであると考えられる。しかし、調査

票情報のデータまで蓄積すべきかどうかについては、この機関にどのような機能を持たせるかによって結論が異なってくることから、引き続き検討することが必要である。

また、政令規定法人、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行うとともに、行政機関と統計関連学会等が協力して、共同プロジェクトを立ち上げて整備するようにすべきである。

イ 調査票情報データの保管・管理方法

将来、統計データ・アーカイブが構築された場合に、各府省が、保管・管理する所管統計調査の調査票情報のデータが統計データ・アーカイブの入力データ又はその基礎データとして適切に活用されるようにする観点から、政府全体としての統一的な調査票情報のデータの保管・管理のための基準やガイドラインを策定すべきである。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 統計データ・アーカイブの整備

総務省政策統括官（統計基準担当）は、統計データ・アーカイブの整備に向けた具体的な検討を行うため、各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を検討し、平成 年度までに成案を得る。

また、内閣府（統計委員会）は、統計データ・アーカイブの整備に当たって、総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請する。

イ 調査票データの保管・管理方法

総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記の統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報のデータ等を各府省が適切に保管・管理できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とする調査票情報データの保管・管理に関するガイドラインを平成 年度までに策定する。

各府省は、上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理する。

また、上記の各府省の取組を支援する観点から、総務省は、統計センターが各府省からの調査票情報データ、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じるものとする。

3 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

各府省において、統計データの共有を推進することは、統計調査データ等の効率的な作成や国民等にとって有用な統計データのタイムリーな提供、調査対象者の負担の軽減等を図る上で重要であり、今後、統計データの共有に関する府省間の横断的な取組を一層推進していくための取組の一環として、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の共通計画（以下「最適化計画」という。）に基づく各府省の各種取組や政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）の活用を積極的に推進する。

イ 現状

最適化計画は、政府の電子政府構築計画に基づき、各府省に共通する業務改革の1つとして、総務省を担当府省として全府省の参画の下で平成18年3月31日に決定された。

同計画においては、調査対象者の負担軽減、便利で使いやすい統計の利用環境の整備、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実、各府省の情報システムの集約、外部資源の活用等による業務の簡素化・合理化等を基本理念として、次のような統計調査等業務に関する府省横断的な取組が推進されており、これらは、府省間のデータ共有やそれに基づいたデータ提供の推進における有用な取組方策である。

各府省共同利用型システムの整備

統計に用いる標準地域コードの共有

統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出

統計調査の調査項目の標準化

統計調査のオンライン化

個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化

統計情報の電子的提供の推進

各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化

統計情報のワンストップ・サービスの実現、等

また、最適化計画に基づき、従来、各府省がそれぞれ区々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省共同利用型のシステムとして、新たに共同利用システムが整備され、平成20年度から統計センターにおいて本格的な運用が開始されたことにより、国民等向けの様々な統計データの提供とともに、各府省による統計データの登録や共有が促進されつつあ

る。

(2) 取組の方向性

ア 最適化計画に基づく取組の推進

共同利用システムの平成 20 年度における運用開始を契機として、最適化計画の工程表（計画期間：平成 18～22 年度）に基づく各種の取組は、平成 20 年度以降本格化することから、各府省は、これらの取組を積極的に推進することにより、同計画に掲げる目標等を達成し、その効果を最大限発揮することで、府省間でのデータ共有を推進すべきである。

イ 最適化計画に基づくフォローアップの実施と共同利用システム等に関する諸課題の把握等

最適化計画に基づく各種の取組については、政府の「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、各府省等で構成される統計調査等業務最適化推進協議会の下で、実施状況、評価及び対策を実施評価報告書として毎年度作成し、公表することとされている。

このため、事業所及び企業を対象とする統計調査の重複是正の実施状況、統計調査のオンライン化状況、政府統計個票データレイアウト標準記法の適用状況、統計のインターネット提供状況、統計表管理システム移行状況、統計情報データベース提供状況、統計に係るホームページの共通化状況等についてフォローアップを実施し、必要な改善措置等を講じることにより、府省間でのデータ共有を推進すべきである。

また、共同利用システムは、最適化計画に基づく各種取組の中核を担う情報基盤であることから、府省間でのデータの共有等が的確に行われるよう、必要となるシステムの一部改修等を行いつつ、安定的かつ円滑な運用体制を整備、確保すべきである。

さらに、統計関連の諸施策の展開方向や調査対象者、統計利用者及び各府省からの要望、共同利用システムの運用状況、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画を必要に応じて見直すことが重要であり、見直しに向け、共同利用システム等に関する諸課題の把握等を行っていくべきである。

(3) 具体的な措置、方策等

各府省は、毎年度、統計センターにおいて運用管理されている共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づく府省間でのデータの共有の推進に積極的に取り組む。

また、各府省は、最適化計画の実施評価報告書の作成等を通して、同計画に

基づく各種の取組について、毎年度、フォローアップを着実に実施し、各府省の取組内容の評価、改善を推進するとともに、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題等の的確な把握等を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。

4 ITの利活用に関する研究開発

(1) 基本的な考え方等

ア 基本的な考え方

変化の著しい経済社会の姿を的確かつ迅速に捉えつつ、証拠に基づく政策立案への貢献も含めた利用者の高度な統計データの利活用を促すためには、統計調査に関するITの利活用の取組以外にも、加工統計の作成及び提供のための情報基盤の充実を図ることが重要である。加工統計については、一般的に、具体的なニーズの特定、データの共有や情報システムの整備の在り方、データの推計・加工処理の方法、制度及び業務実態上の課題も含め多くの課題があることから、これらの事項に知見を有する産学官が連携して、具体的な課題やテーマに即して実証的な研究開発に取り組むことが重要である。

イ 現状

従来、各府省が持つ統計調査の結果や調査票情報を相互に活用し、新たな統計を作成する取組は、旧法第15条第2項等（新法においては第32条及び33条）に基づく目的外使用の制度を活用して対応可能であったとはいえ、統計調査毎に異なる母集団情報を一致させて、横断的に集計し、有意な統計を作成することが困難であったこともあり、その利用は限定的であった。

【注：旧法の関連規定】

第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十五条の二 何人も届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

【注：新法の関連規定】

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の提供二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等 |
|--|

また、平成 20 年度に本格運用を開始した政府統計共同利用システムにおいては、統計調査毎の調査経路や調査項目、集計プログラムの違いなど、その専門性、固有性を踏まえ、集計システムの整備は基本的に各府省の取組を前提に構築されている。各府省間のデータ共有が可能な事業所母集団情報については、今後、経済センサスの実施や行政記録の活用による名簿情報や掲載項目を充実することによってビジネスフレームを構築し、新たな統計作成の基盤としても活用されていくことが期待される。

一方、統計調査以外に、多様な行政記録等を基に作成される国民経済計算体系（以下「SNA」という。）等の加工統計については、内閣府において個別業務の最適化の取組が着手されているものの、その推計方法の改善が大きな課題である。

この課題に対応しつつ、加工統計に関する情報基盤の整備の在り方を検討するためには、加工統計の構築プロセスや、多様なデータソースを総合的に利用するシステム分析等を高度化するための研究開発を強化し、その成果を統計の作成・提供の実務のプロセスに反映していくことが、一つの有効な方策である。

しかしながら、各府省（統計作成部局）等は、統計調査がその業務の中心であることもあり、これらの研究開発に関する知見及び体制は、総じて脆弱であることから、これらについて知見を有する関係研究機関、統計関連学会、大学等と連携して取り組むことが重要である。

(2) 取組の方向性

関係府省は、学会等の協力を得て、具体的なテーマを定め、証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工及び将来推計に関する研究開発、様々なデータソースから多様な統計データを抽出する手法に関する研究開発、迅速な統計データの提供に関する研究開発等を個人情報・企業秘密の保護や統計調査への信頼性の確保に十分注意した上で実施する。

(3) 具体的な措置、方策等

内閣府（経済社会総合研究所）は、平成 年度から、経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための研究開発のコンソーシアムを形成し、SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度IT利活

用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。

内閣府（統計委員会）は、加工統計等に関する情報システムの研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。